

委託仕様書

業務名：令和6年度沖縄県指定道路マップ更新委託業務

沖縄県 土木建築部 建築指導課

令和6年11月

(総則)

第1条 本仕様書は、沖縄県知事（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に対し委託する「令和6年度沖縄県指定道路マップ更新委託業務」（以下「本業務」という。）を行うにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本業務は、発注者が管理する「指定道路マップ」を沖縄県地図情報システムで公開するためのデータ整備を目的とする。

(作業条件)

第3条 本業務にあたり受注者の条件は次のとおりとし、入札参加にあたりすべての条件を満たすことを証明する資料を提出するものとする。

- (1) 令和元年度以降、沖縄県が発注した同種業務の入札実績があること。
- (2) 沖縄本島内に作業体制を有していること。

本業務について発注者及び関係各所と受注者は随時の調整を必要とするため、受注者は沖縄本島内に本店又は支店を有し、作業従事者の常駐を含めた実施体制を沖縄本島内に確保していることを条件とする。

- (3) 情報保全体制について認証を受けていること。

業務上知り得た個人情報含む各種情報および貸与資料の保全のため受注者は公告日までに「一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク」又は「ISO/IEC 27001 ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)」のいずれかの認証を受けていることとする。

- (4) 必要な作業環境を構築していること。

本業務で利用するデータは GIS (Shape 形式) で、使用する GIS ソフトは QGIS であり、必要なライセンスの調達を含め受注者の負担で作業環境を既に整備していること。

(準拠する法令等)

第4条 本業務は本仕様書及び契約書によるほか、次に掲げる法令及び資料等に基づいて行うものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）
- (3) 建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

(5) その他の関係法令、関係資料

(作業内容)

第5条 本業務の作業内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務を合理的かつ能率的に遂行するため、必要な各工程における作業計画を立案する。なお、作業計画に従い、各作業にかかる人員・機械・器具の選定並びに工程の検討を行うこと。

(2) 資料の収集及び確認

受注者において、北部土木事務所、中部土木事務所、南部土木事務所の建築班担当者と調整し、必要な資料を受領すること。なお、宮古土木事務所、八重山土木事務所の資料については、建築指導課から資料を貸与する。

また、国土地理院のホームページより、データ作成に必要な国土基本図の購入及び航空写真をダウンロードすること。

収集した資料は、受注者において内容を確認し、履行期間内は厳重に保管し業務完了後速やかに発注者に返却すること。

(3) 国土基本図の図面スキャニング

収集した資料をスキャニングし、画像データを保管する。なお、画像データと図形を紐づけるため、画像ファイル名及びデータ形式等については、別途協議する。

(4) 指定道路データ入力等

(2) で収集及び (3) でスキャニングした画像データを、貸与する指定道路マップデータの数値地形図上に作成する。

作成する画像データの配置精度（座標ポイントの誤差）については、発注者と着手時に協議して決定する。

(5) 打合せ協議

本業務の遂行のため、発注者と受注者は着手時、中間時、完了時に打合せ協議を行うこととする。なお、発注者又は受注者の一方が必要な場合は可能な限り速やかに双方が調整し随時打合せ協議に応じることとする。受注者は打合せ協議後には速やかに打合せ記録簿を作成するとともに発注者に提出し、発注者の承認を得た上で発注者と受注者がそれぞれ保管する。

(履行期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月15日までとする。

(疑義及び軽微な変更)

第7条 本仕様書に不明な点が生じた場合には速やかに調査職員と打合せの上決定し、明

記がなくても当然必要となる事項及び軽微な変更は受注者の負担において処理するものとする。

(機密の保持)

第8条 受注者は、本業務により知りえた情報等一切の事項を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。また、成果品（本業務を履行過程で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。

(一括再委託の禁止等)

第9条 受注者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

受注者は、本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

契約の主たる部分	
1	契約金額の50%を超える業務
2	企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
3	契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

(再委託の承認)

第10条 受注者は、以下の業務（以下「その他、簡易な業務」という。）契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による発注者の承認を得なければならない。

その他、簡易な業務	
1	資料の収集・整理
2	複写・印刷・製本
3	原稿・データの入力及び集計等

(成果品とりまとめ等)

第11条 受注者は、本業務で作成した第13条に掲げる成果品を整理し、発注者に提出し、検査を受けなければならない。なお、本業務に係る成果品等の権利は、発注者に帰属する。

(検査及び完了)

第 12 条 本業務は、受注者が前条に規定する検査を受け、発注者が合格と認めた後、成果品の引渡しを行った時点で、本業務の完了とする。

(成果品及び納入場所)

第 13 条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 画像データを作成した指定道路マップデータ等 (GIS データ)
- (3) 購入した国土基本図等
- (4) スキャニング画像データ

第 14 条 本業務の成果品の納入場所は、沖縄県土木建築部建築指導課 (沖縄県庁 10 階) とする。